三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆五千百十億二千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で八千三百八十九億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　三兆五千百二十億九千八百四十四万五千五百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　八千三百九十一億五千七百五十四万二千三百円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年七月三十一日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円三銭以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円三銭七毛

十二　償還期限　平成二十九年十月三十日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十九年七月三十一日

○文部科学省告示第百五号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第三条の規定に基づき、義務教育諸学校教科用図書検定基準を次のとおり定める。

平成二十九年八月十日

文部科学大臣　林　芳正

義務教育諸学校教科用図書検定基準

目次

第１章　総則
第２章　教科共通の条件
１　基本的条件
２　選択・扱い及び構成・排列
３　正確性及び表記・表現
第３章　教科固有の条件
【各教科】
［国語科（「書写」を除く。）］
［国語科「書写」］
［社会科（「地図」を除く。）］
［社会科「地図」］
［算数科及び数学科］
［理科］
［生活科］
［音楽科］
［図画工作科及び美術科］
［体育科及び保健体育科］
［家庭科及び技術・家庭科］
［外国語科］
【特別の教科】
［道徳科］
附則
別表

総則

第１章

（１）　本基準は、教科用図書検定規則第３条の規定に基づき、学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用される義務教育諸学校教科用図書について、その検定のために必要な審査基準を定めることを目的とする。

（２）　本基準による審査においては、その教科用図書が、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であることにかんがみ、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指す教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するため、これらの目標に基づき、第２章及び第３章に掲げる各項目に照らして適切であるかどうかを審査するものとする。